

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても委託業務の処理に当たり当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

3 受注者は、委託業務を行うに当たり、常に善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止及び成果品の自由使用)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当り、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(委託期間の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、発注者と受注者で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における違約金)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定

した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく書面により発注者に通知するとともに委託業務の成果品を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって、引渡しを完了したものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に当該目的物の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

（契約代金の支払等）

第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

（前払金）

第11条 発注者は、契約書で前払金の支払いを約した場合において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、受注者の請求により、契約金額の30パーセントの額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。

2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。

3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）

第12条 発注者は、前条第1項の規定により前金払をした後、仕様書等の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、発注者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追

加払を請求することができる。

- 3 受注者は、発注者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、発注者が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、発注者は、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額（百円未満の端数があるとき又は百円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。以下同じ。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

- 第13条 受注者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出した上で、請求しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行なわれた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の用途制限及び返還）

- 第14条 受注者は、前払金をこの委託業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。
- 2 受注者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解消された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに発注者に返還しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を利息として支払わなければならない。

（契約保証金）

- 第15条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。
- 2 発注者は、第9条第2項若しくは第3項の検査に合格したとき又は第18条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により30日以内に契約保証金を返還する。
 - 3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

（発注者の解除権）

- 第16条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によらず、受注者が委託期限内に委託業務を完了しないとき、完了の見込みがないとき、その他契約の目的を達することができないと認められるときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直

ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を完了しない意思表示をしたとき。
- (2) 催告をしても委託業務の完了の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 第18条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとし、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、発注者と受注者で協議の上、定める履行部分の代価を支払うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の2 受注者が契約保証金の納付を免除されており、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条第3項の規定により契約保証金が発注者に帰属し、又は前項の規定により受注者が違約金を支払う場合において、前条第2項の規定による履行部分の代価があるときは、発注者は、その契約保証金のうち当該履行部分に相応する契約金額相当額の10分の1の金額を受注者に返還し、又は違約金の算定に当たり当該履行部分に相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

(談合その他不正行為による解除)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に対し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定す

る排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が下され、同排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第16条第3項及び第4項、第16条の2第1項から第3項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により委託業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第5条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第16条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（賠償の予定）

第19条 受注者は、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に該当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第20条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（相殺）

第21条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（補則）

第22条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。